

ワシントン条約第13回締約国会議の結果概要

1. 日時：平成16年10月2日（土） - 14日（木）
2. 場所：バンコク（タイ）
3. 出席国等：全締約国166カ国のうち152カ国が参加。
4. 我が国からの出席者
環境省（名執野生生物課長他2名）、外務省、水産庁、経済産業省他、関係省庁の関係者等が出席した。

5. 主な討議事項

(1) アフリカゾウ関係

() MIKE (ゾウ原産国の違法捕殺監視システム) と E T I S (ゾウの違法取引情報システム) の報告から、中央アフリカで密猟が起こり、取引規制ができていないエチオピアやナイジェリアで違法取引が行われていることが明らかになった。また E T I S の結果から過去の締約国会議での南部アフリカ個体群のダウンリスティング及び1回限りの象牙の国際取引の時期と違法取引の変化との間に顕著な関係は認められないことが明らかになった。

() ナミビアによる自国個体群（附属書 ）に関する注釈改正（年間2トンの輸出割当（生牙）、商業目的での象牙加工品の取引、商業目的での革・毛製品の取引）

第1委員会での議論の結果、革と毛製品の商業的取引については採択、象牙加工品の商業的取引については否決、前回締約国会議で承認された1回限りの象牙輸出（10t）の1年後以降、年間2000kgの生牙の輸出割当を設定することについては否決された。

その後、全体会合において象牙加工品に関して再審議が行われ、非商業目的での取引とした修正提案が承認された。

() 南アフリカによる自国個体群（附属書 ）に関する注釈改正（商業目的での革製品の取引）

第1委員会での議論の結果承認された。

(2) その他陸上動物関係

() コバタンのアップリスティング（附属書 ）提案（インドネシア）、フジイロボウシインコのアップリスティング（附属書 ）提案（メキシコ）、クモノスガメのアップリスティング（附属書 ）提案（マダガスカル）

第1委員会での議論の結果、承認された。

- () ニシクイガメ、ムツイタガメ、インドシナオオスッポン、スッポンモドキ、マコードナガクビガメの附属書 掲載提案(米国及びインドネシア)、ヘラオヤモリ属の附属書 掲載提案(マダガスカル)

第1委員会での議論の結果、承認された。

(3) クジラ関係

- () 我が国による鯨類資源のCITES附属書掲載とIWCに関する決議案
第1委員会における議論の結果否決された。

- () 我が国による北半球ミンククジラのダウンリスティング() 提案
第1委員会における議論の結果否決された。

その後、全体会合において我が方より再審議を求めたが、再審議に必要な有効投票総数の3分の1の支持を得られず、再審議に至らなかった。

(4) その他水産関係

- () ホホジロザメの附属書 掲載提案(豪州及びマダガスカル)
第1委員会において承認された。

- () カワゴンドウ(イラワジイルカ)のアップリスティング(附属書)
提案(タイ)

第1委員会での議論の結果、承認された。

なお、当該種については科学的データが不十分であり、国際取引が種の存続を脅かしているといえないため、我が国、ノルウェー他が反対したが、票決により採択された。

- () 「海からの持ち込み」の解釈と実施に関する決議案(米国)

CITESにおいて、公海漁業の陸揚げ規制を意図する本提案に対し、FAOや地域漁業管理機関に検討を委ねるべきとの主張を行った結果、FAOも参加の上で、今後検討するとの内容に変更され、合意された。

(5) 植物関係

- アジアのイチイ種の附属書 掲載提案(米国及び中国)、ラミンの附属書 掲載提案(インドネシア)

第1委員会での議論の結果、承認された。

(6) 附属書掲載基準の見直し

第1委員会での審議の結果、採択された。我が国がこれまで主張してきたことのほとんどが反映された結果となった。

(7) 条約の適正な執行のための決議等の見直し

第2委員会において、条約の適正な執行を行うため輸出許可等の規定を定めた決議等の改正に関する審議が行われた。これらの検討結果を受け、我が国としても以下の項目を中心に輸出入管理に関する必要な諸規定の改正を行い、適切な貿易管理を行うこととする。

- () 締約国の管理当局が行うCITES許可書発給事務の合理化(サンプル品等)。
- () 締約国管理当局が実施すべき事項の見直し・合理化(各種報告書等の提出)。
- () CITES許可書発給の適正化(ソースコード、輸出割当の設定等事務の適正化)。

(8) 違法取引に対する国際協力

条約の対象となる動植物の国際違法取引について、国内取締関係当局(税関、警察)と連携を図りこれに適切に対応することはもとより、輸出国捜査当局及び国際関係機関(ICPO)等とも情報提供等の協力を促進し、違法取引の防止を図ることとなった。

(9) 持続可能な利用の原則及びガイドライン

生物多様性条約(CBD)においては第2条で生物多様性の「持続可能な利用」が定義され、また、同第7回締約国会議(COP7)で生物多様性の持続可能な利用に関する「アジス・アベバ原則・ガイドライン」が採択された。本ガイドラインの概念は、CITESの第4条の履行(附属書掲載種の輸出は当該種の存続を脅かさない場合に限り許可する等)に活用できるものと考えられるが、各国から賛否の意見が述べられた。今次会合では、締約国に向けた決議、事務局及び動植物委員会に向けた決定が採択された。

6. その他

- (1) 常設委員会のアジア地域代表等が改選され、我が国は、マレーシア(留任)及び中国(再選)とともに、アジア地域の新地域代表に選出された。また、常設委議長にはチリが就任した。
- (2) 次回(第14回)締約国会議は2007年にオランダで開催されることが決定した。